

第 1 章 総論

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

平成 18（2006）年 12 月、教育基本法が制定後約 60 年を経て改正され、第 17 条第 1 項の規定により、国には教育振興基本計画の策定が義務付けられました。また、同条第 2 項において、地方公共団体には国の計画を参酌し、地域の実情に応じた計画を定める努力義務が課せられました。

本市では、平成 23（2011）年 2 月に川越市教育振興基本計画（以下「第一次計画」という。）を策定し、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念として定め、重点的な施策を鋭意実施する事により、きめ細かな教育活動を実施してまいりました。

各施策は毎年度行う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、教育に関し学識経験を有する外部委員から意見をいただきながら検証し、教育行政を実施してまいりました。

さらに、この間の社会状況は一層変化し、高度情報化・グローバル化*の進展や地球規模の課題への対応が求められる一方で、地域社会や家族の在り方に変容が生じるなど、多様な課題への対応が急務となっています。

国では、平成 25（2013）年 6 月に「第 2 期教育振興基本計画」を閣議決定し、その中で、「自立」「協働*」「創造」の 3 つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築が必要であることを示しています。また、平成 27（2015）年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正などを通じて、今日の教育上の諸課題への対応を進めています。

また、埼玉県では、平成 26（2014）年 10 月に「第 2 期生きる力と絆の埼玉教育プラン—埼玉県教育振興基本計画—」を策定し、一人ひとりの「生きる力」を確実に伸ばす教育の推進をはじめとし、一層の充実を掲げています。

本市においても、第一次計画における各施策は 5 年間、鋭意、その取組を進めてまいりましたが、成果が見られる一方、継続して取組を充実させていく必要があるものも見受けられ、これらを踏まえて、新たに第二次川越市教育振興基本計画を策定するものです。

※**グローバル化**：個人、企業などが、国内の範囲を超えて広く国際的に行動することによって、世界的な市場やネットワークが進展すること。
※**協働**：市民、自治会等の公共的団体やNPOなどの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくこと。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、国・埼玉県の教育振興基本計画を参酌するとともに、上位計画である第四次川越市総合計画や、本市の教育に関連する計画との整合を図り策定するものです。

■教育基本法〔抜粋〕

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度の5年間とします。

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
				策定	第二次川越市教育振興基本計画				
川越市教育振興基本計画									

4 教育分野の他の個別計画

- ・第三次川越市生涯学習基本計画
- ・第二次川越市文化芸術振興計画
- ・第四次川越市国際化基本計画
- ・第二次川越市生涯スポーツ振興計画

5 教育を取り巻く社会状況の変化

(1) 少子高齢化の進行

本市の総人口は平成 30（2018）年に 350,744 人でピークを迎え、その後は減少に転じ、平成 37（2025）年には 347,020 人になると推計されています。

14 歳以下の年少人口は、平成 27（2015）年の 45,537 人が平成 37（2025）年には 40,409 人へと減少する一方、65 歳以上の高齢者人口は、平成 27（2015）年の 84,779 人が平成 37（2025）年には 95,682 人へと増加すると推計されています。

少子高齢化が進行する中で、一人ひとりが可能な限り自立に向けて取り組むとともに、持てる力を最大限発揮し、社会の中で活躍できるよう、教育を推進していくことが求められます。

(2) 情報化、グローバル化の進展

情報化、グローバル化が進展する中で、あらゆる分野で国際的な競争が激しさを増しています。また、世界全体が知識基盤社会[※]へと移行する中で、知の量と質を確保することが一層重要性を増しています。そして、異なる文化、価値観を理解し尊重し合いながら共存していくことが重要です。

I C T[※]を活用した教育や英語教育の充実など、情報化、グローバル化、多文化共生[※]社会に対応できる高度な知識・技能やコミュニケーション力・行動力などの能力を備えた人材の育成に向けた取組が求められます。

(3) 能力発揮機会の不均等

国籍を問わない人材採用の増加や終身雇用・年功序列の雇用慣行が変容する中で、従来のような安定した雇用環境が失われるとともに、企業内で行われてきた人材育成の機能の低下も懸念されています。

また、雇用のミスマッチや非正規雇用の増加などを通じて、経済的格差が拡大しており、この経済的格差が子どもたちの教育格差に影響するといった社会問題を生み出しています。

全ての人々が持てる能力を発揮する機会を等しく与えられるよう、意欲ある全ての者への学習機会の確保に向けた取組を、教育現場をはじめ、地域社会全体で実現していくことが求められます。

※**知識基盤社会**：一般的に知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会を指す。類義語としては、知識社会、知識重視社会、知識主導型社会などがある。

※**I C T**：Information and Communication Technology の略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。

※**多文化共生**：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(4) 地域社会、家族の変容

価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会とのつながりが希薄化しており、地域の中での孤立化や、規範意識の低下が指摘されています。また、核家族化の進行により、多様な世代との交流や体験の機会が減少しています。

一方で、東日本大震災を契機に、地域での助け合いやつながりの大切さが再認識され、地域の絆づくりに向けた動きも活発化しています。

子どもたちの健全な育成と地域社会の発展に向けて、一人ひとりが積極的に地域と関わり、つながりを強めていくとともに、地域の教育機能を有効に活用していくことが求められます。

(5) 地球規模の課題への対応

環境・食糧・エネルギー問題や大規模災害など、現代社会は地球規模のさまざまな課題に直面しています。

また、大量消費社会の進展は、物質的な豊かさをもたらす一方で、国家・地域間の格差や環境破壊等を深刻化させてきました。

学校や家庭でも地球規模の課題を意識し、その対応に向けてできることから取り組む姿勢が求められています。

(6) 学校教育

これまで、次代を担う子どもたちの確かな学力、豊かな人間性、健康・体力といった知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、学習意欲や規範意識の低下、学力・体力の二極化、いじめや不登校の問題など、学校教育の現場ではさまざまな課題があります。

国においても、中央教育審議会*や教育再生実行会議*の中で、いじめ問題への対応や教育委員会制度の在り方など、教育改革に向けての議論が活発に行われてきました。

子どもたちが自立し、健康で心豊かに生きていく力を身に付けるための取組を、学校・家庭・地域が連携し、推進していくことが求められます。

(7) 生涯学習

一人ひとりのライフステージ**や状況に応じて、いつでもどこでも学び、文化・スポーツ活動に取り組める生涯学習社会の実現に向けて、さまざまな取組が進められてきましたが、まだ十分ではない状況にあります。

誰もがいつでもどこでも学習活動や文化スポーツ活動に参加でき、またその取組の成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していくことが求められます。

※中央教育審議会：教育、学術または文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部科学大臣に建議する審議会。

※教育再生実行会議：第二次安倍内閣における教育提言を行う私的諮問機関で、教育委員会の抜本的な見直し、グローバル化に対応した教育などを審議する会議。

※ライフステージ：人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。

6 第一次計画の成果と課題について

第一次計画の方向性Ⅰから方向性Ⅴについて、それぞれの成果と課題の概要は次のとおりです。

方向性Ⅰ「生きる力を育む学校教育の推進」について

①生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進

本市では、生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進に向け、「川越市小・中学生学力向上プラン※」に基づく学力向上対策の推進、いじめ・不登校対策の推進などの生徒指導の充実、特別支援教育※や安全・体力向上の推進、そして、教職員の資質向上に向けた研修の充実などに取り組んでいます。

アンケート調査※では、保護者、市民が学校に期待する役割として、「基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせること」「自ら考え、判断し、表現する力を身に付けさせること」「ルールやマナーを守ることを身に付けさせること」「思いやりや優しさなど豊かな心を育てること」等が高い割合となっています。

また、保護者が思う児童生徒の指導について大切なこととして、「ルールを守る、思いやりの心をもつ、目標に向かって努力することなど人として大切なことを教えること」「児童生徒が興味をもてるような、楽しくわかりやすい授業をすること」等が高い割合となっています。

今後も、引き続き、子どもたちの生きる力を育む教育の推進に向け、確かな学力や自立する力の育成、そして、豊かな心と健やかな体の育成を推進することが求められます。

-
- ※川越市小・中学生学力向上プラン：教育委員会と市立小・中学校が目標を共有し、本市の学校教育のさらなる充実と子どもたち一人ひとりの学力向上を図ることを目指して策定したプラン。
 - ※特別支援教育：幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。
 - ※アンケート調査：第二次川越市教育振興基本計画の策定に向けての基礎資料とするとともに今後の教育施策等の推進に活用することを目的に平成26(2014)年10月～11月に実施。対象は市立小学校5年生及び市立中学校2年生の児童生徒の保護者1,827名、市立小・中学校校長及び教員339名、20歳以上の市民1,500名。

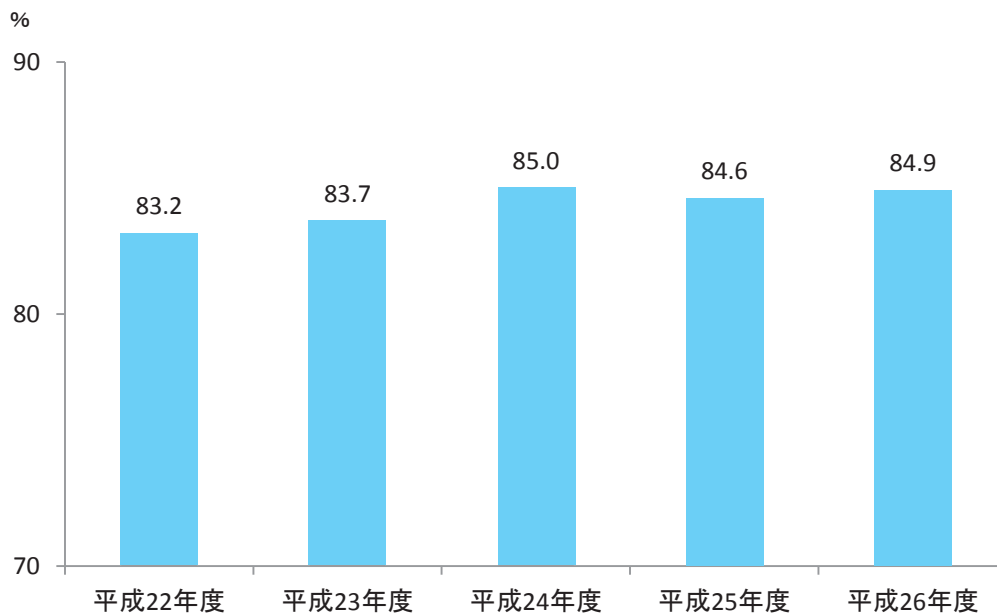
項目	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績
小学校「読む・書く」、「計算」 達成率 90%以上の項目 (各学年 2 項目×6 学年)	11/12	12/12	12/12	—
中学校「読む・書く」、「計算」 達成率 90%以上の項目 (各学年 2 項目×3 学年)	4/6	4/6	4/6	—
小学校「規律ある態度」達成 率 80%以上の項目 (各学年 12 項目×6 学年)	65/72	69/72	69/72	67/72
中学校「規律ある態度」達成 率 80%以上の項目 (各学年 12 項目×3 学年)	32/36	33/36	34/36	34/36

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成 26 年度対象）

※「規律ある態度」の項目

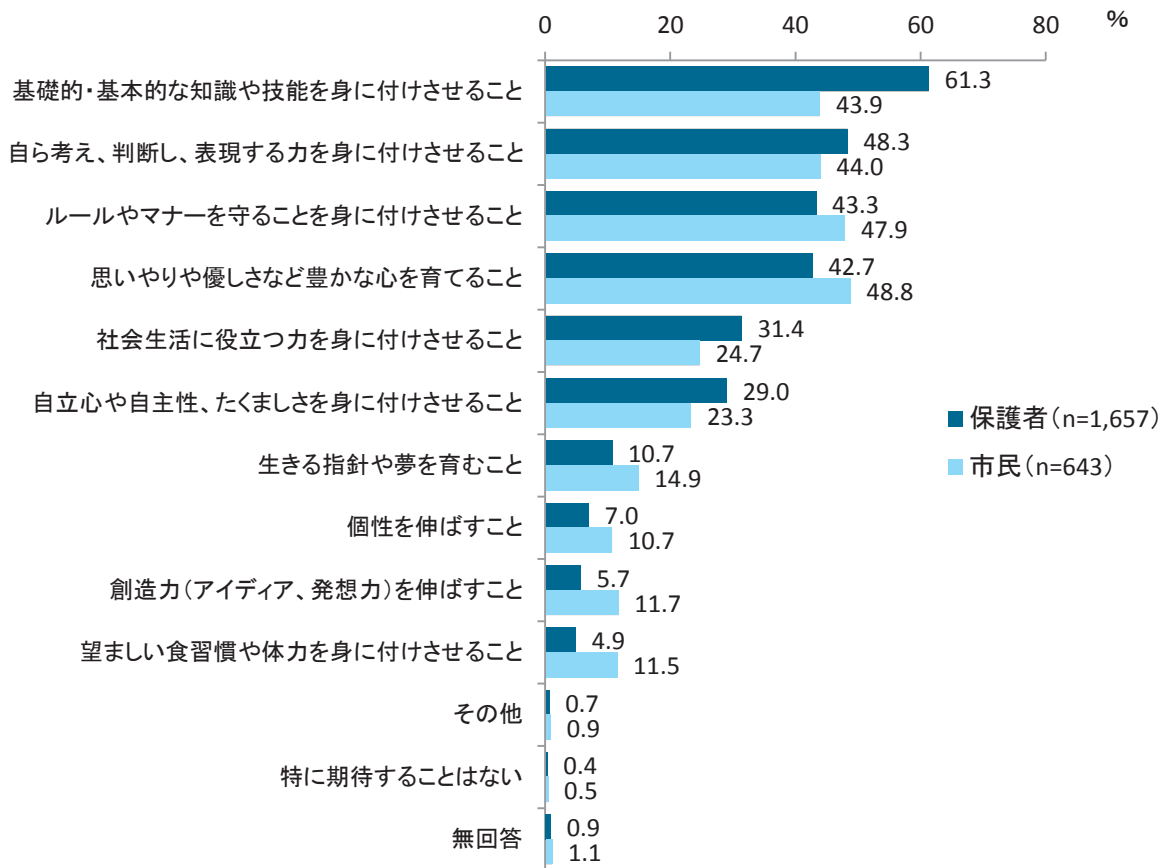
- ・登校時刻を守る
- ・授業開始時刻を守る
- ・靴そろえをする
- ・整理整頓をする
- ・あいさつをする
- ・返事をする
- ・ていねいな言葉づかいをする
- ・やさしい言葉づかいをする
- ・学習準備をする
- ・話を聞き発表する
- ・集団の場での態度
- ・掃除・美化活動

■新体力テスト総合評価（5段階）で3段階以上の割合の推移



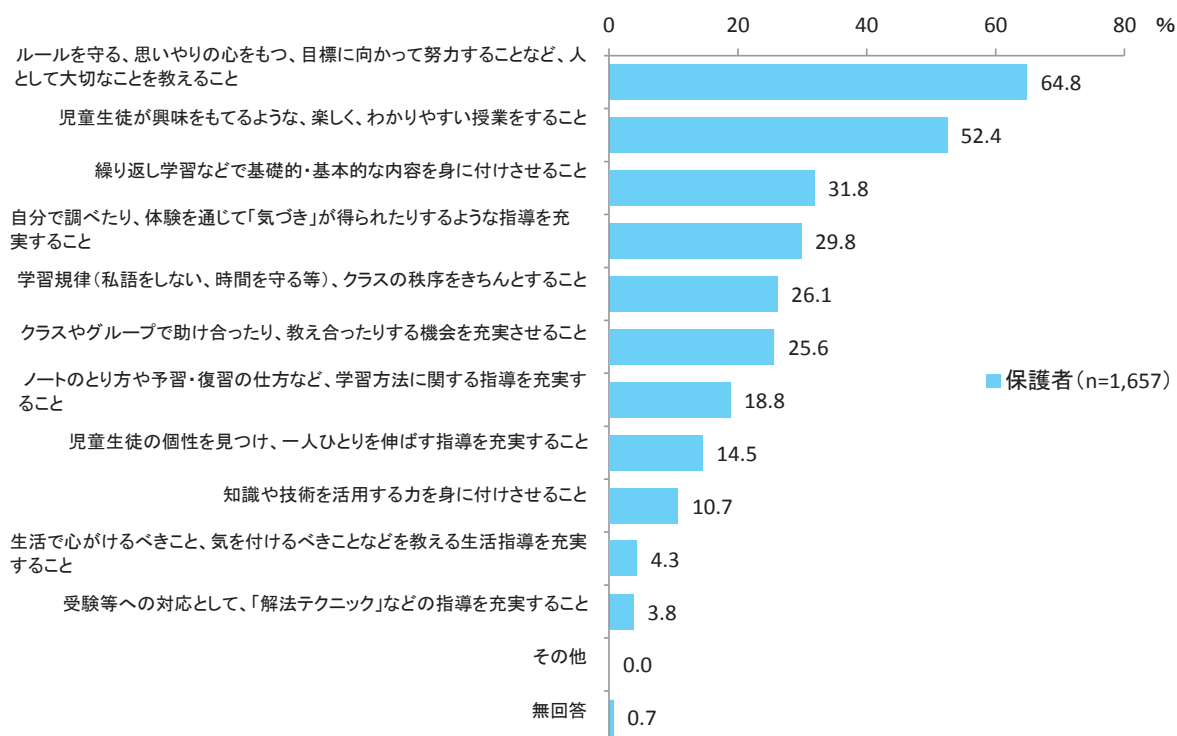
資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成 26 年度対象）

■小・中学校が、子どもに対してどのような役割を果たすことを期待するか【複数回答】



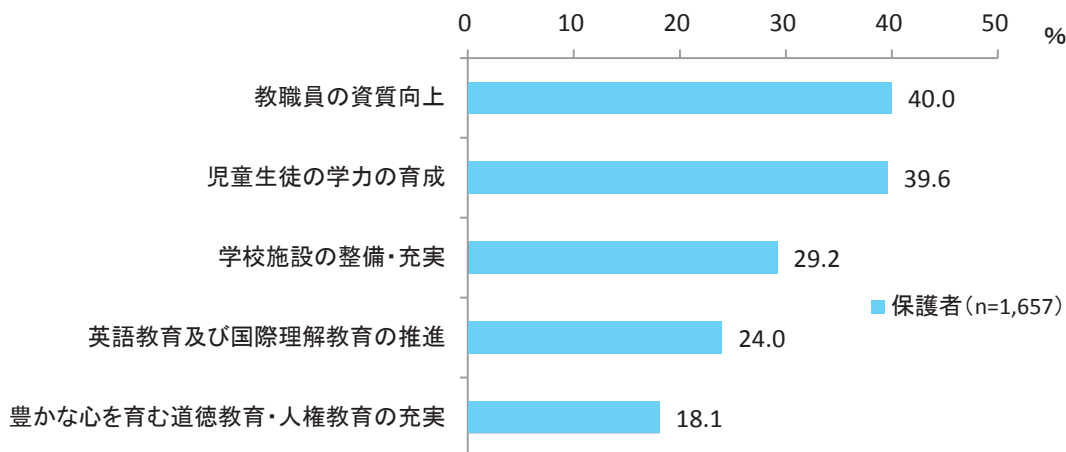
資料：アンケート調査結果（小・中学校保護者、市民対象／平成26年実施）

■ 児童生徒の指導について大切なこと【複数回答】



資料：アンケート調査結果（小・中学校保護者対象／平成26年実施）

■ 今後さらに充実させるべき教育施策（上位5項目）【複数回答】



資料：アンケート調査結果（小・中学校保護者対象／平成26年実施）

②安全・安心で質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

本市では、安全・安心で質の高い教育を支える教育環境の整備・充実に向け、大規模改造工事やトイレ改修工事などの学校施設の整備・充実、食育※の推進や給食内容の充実などの学校給食の充実、市立川越高等学校の将来構想の検討と推進、教育センターの充実などに取り組んでいます。

また、東日本大震災の教訓も踏まえ、学校施設の耐震化をはじめとする安全・安心の確保に向けた取組を進めてきました。

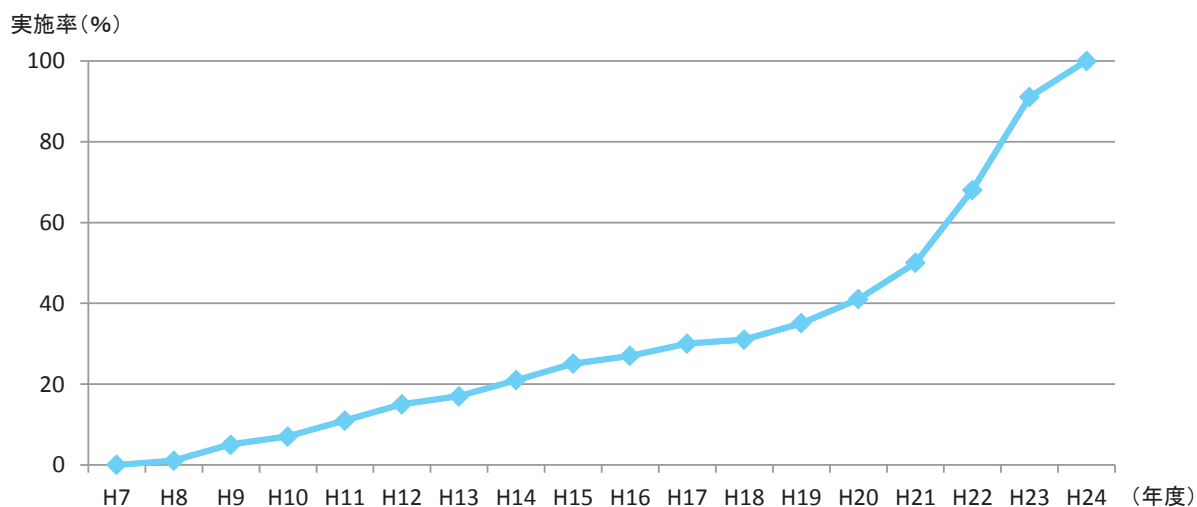
アンケート調査では、今後導入すべき施策として、保護者、教員、市民ともに、「防災、防犯などの安全・安心に配慮した教育環境づくり」と回答する割合が高くなっています。

今後は、施設面のみならず、安全教育なども推進していくことが求められます。

項目		平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績
大規模改造工事の推進	%	54	55	57	59

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成 26 年度対象）

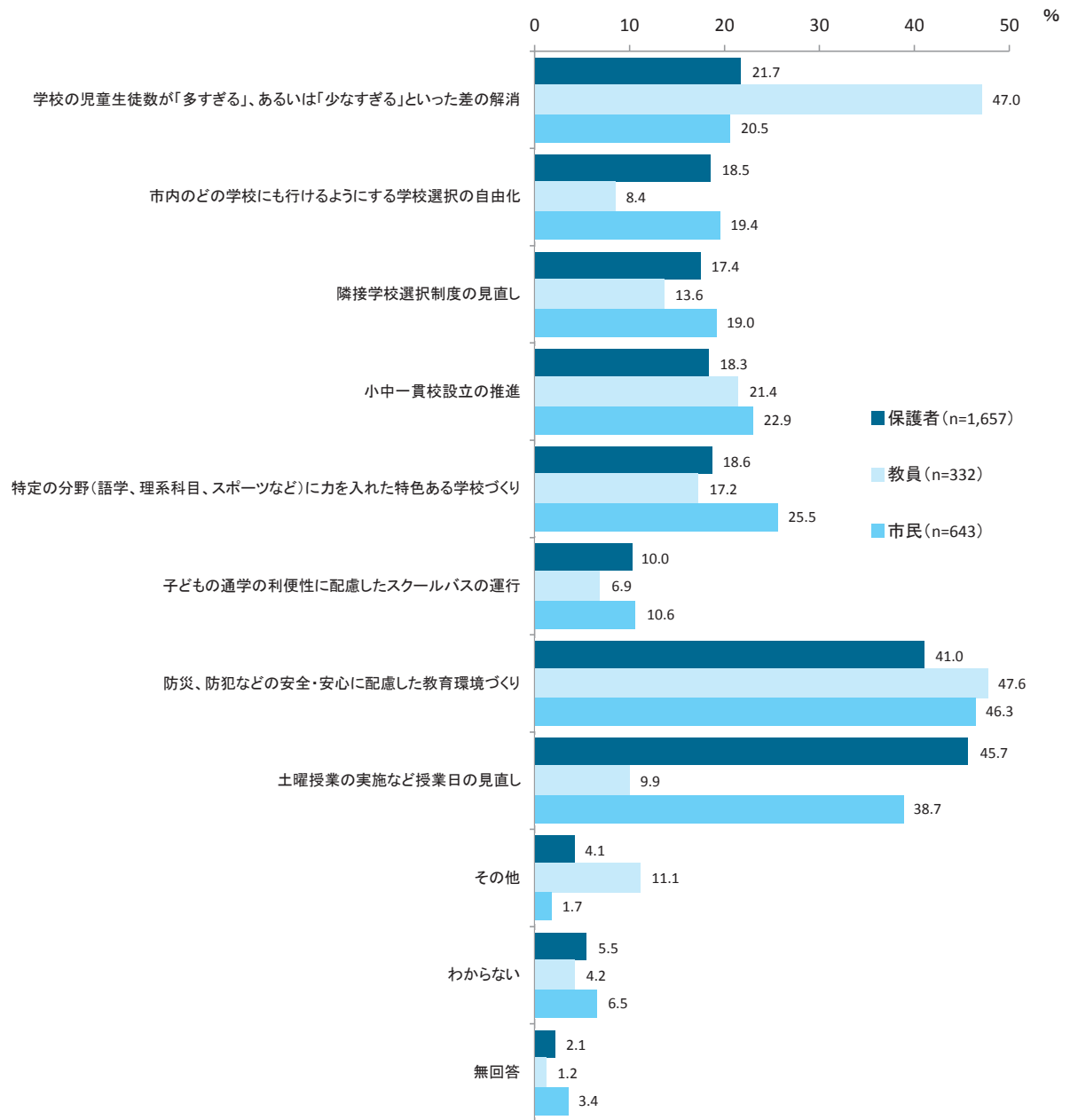
■耐震補強工事実施率



資料：平成 27 年度川越市の教育

※食育：生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。

■今後、導入すべき施策【複数回答】



資料：アンケート調査結果（小・中学校保護者、教職員、市民対象／平成26年実施）

方向性Ⅱ「活力ある地域を創る生涯学習の推進」について

本市では、活力ある地域を創る生涯学習の推進に向けて、公民館等の社会教育事業や、学校・家庭・地域が連携した子どもサポート事業*など、さまざまな取組を行っています。

15,000人の参加を目標とした子どもサポート事業では、平成26(2014)年度には2倍強の32,935人の参加がありました。生涯学習事業(公民館主催事業)への参加者数については、平成23(2011)年度から平成26(2014)年度にかけてはほぼ現状を維持し、図書館の蔵書数や、博物館の収蔵資料点数については、平成23(2011)年度から平成26(2014)年度にかけて着実に増加するなど、おおむね堅調に推移しています。

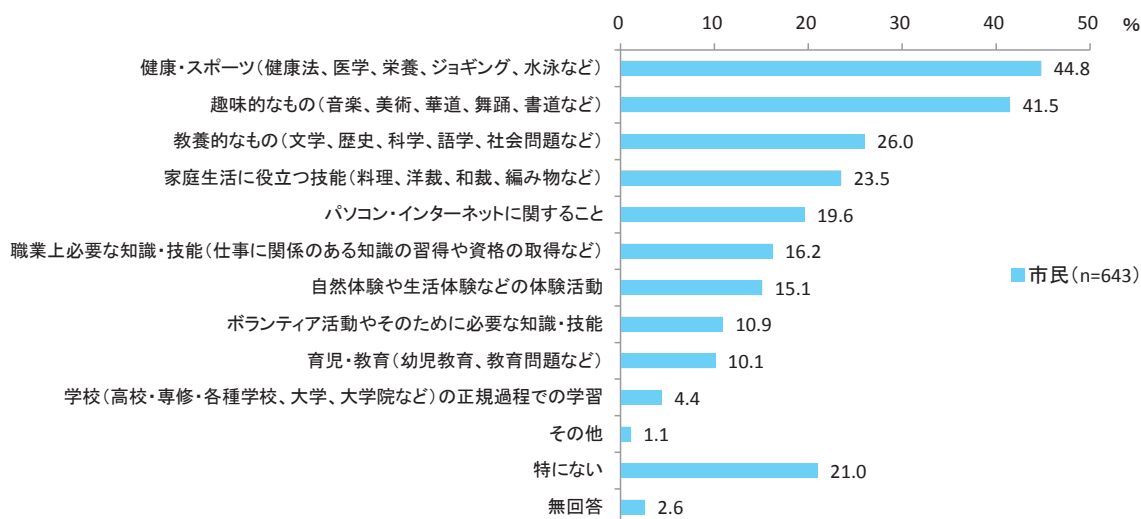
アンケート調査では、公民館において学びたいことについて、「健康・スポーツ」が44.8%と最も高く、次いで「趣味的なもの」が41.5%となっています。

今後も、引き続き、活力ある地域を創る生涯学習の推進に向けて、地域住民、団体等との連携強化を図るとともに、ニーズに合った活動メニューの提供や情報提供などの支援の充実を図ることが求められます。

項目		平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績
子どもサポート事業への参加者数	人	22,196	33,696	32,848	32,935
生涯学習事業参加者数(公民館)	人	111,700	110,970	111,513	108,030
蔵書数	冊	812,526	820,239	827,797	836,315
博物館の収蔵資料点数	点	36,644	37,031	37,573	37,746

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(平成26年度対象)

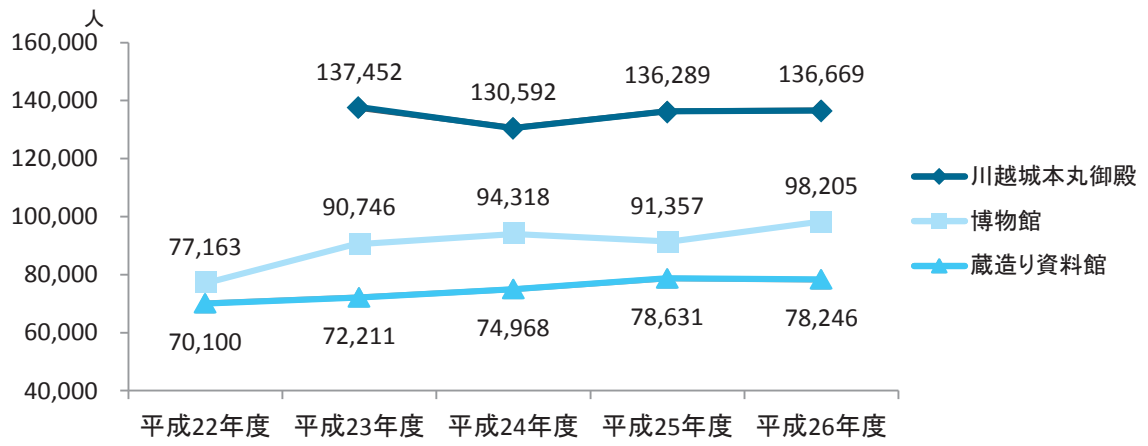
■公民館において学びたいこと【複数回答】



資料：アンケート調査結果(市民対象/平成26年実施)

※子どもサポート事業：子どもたちの豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域及び社会教育施設が連携・協力し、人と人とのネットワークを構築しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制を作ることを目的とする。市内を14地区に分け、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を提供する「地域子ども応援団活動」と学校教育を支援する「学校応援団活動」を大きな二つの柱として取り組む事業。

■ 博物館・蔵造り資料館・川越城本丸御殿入館者数の推移



資料：「館報 平成26年度」（川越市立博物館）

方向性Ⅲ「歴史文化の継承と新しい市民文化の創造」について

本市では、歴史の中で守り伝えられてきた貴重な財産である文化財[※]の保護等を通して、歴史文化の継承に取り組んでいます。

また、さまざまな市民や団体との連携・協働により、文化芸術の振興を図るとともに、本市にふさわしい新たな文化芸術の創造を支援しています。

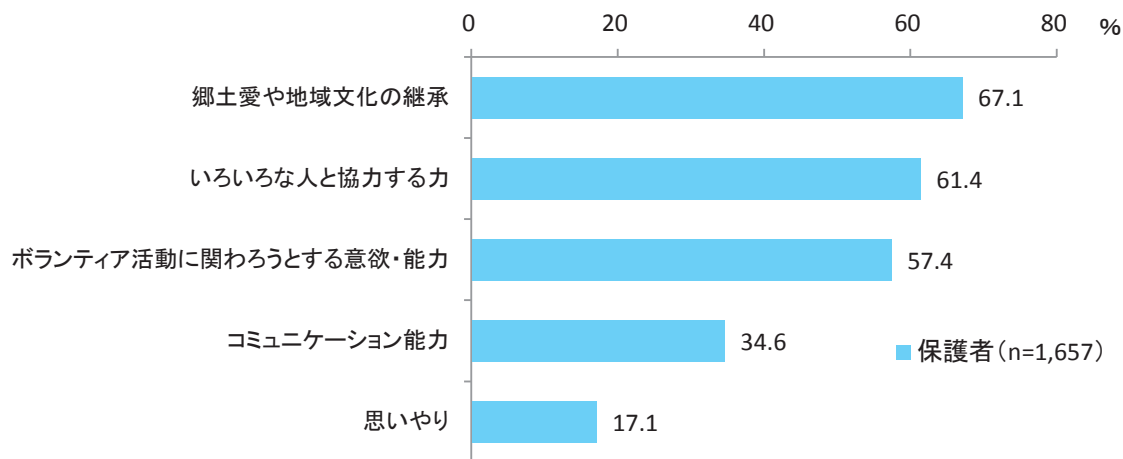
アンケート調査では、「郷土愛や地域文化の継承」について、学校・家庭・地域それぞれの役割の中で、「地域の役割」が特に重要と考える割合が高くなっています。

今後も、本市に残された文化財の保存と活用に努めるとともに、積極的に情報発信をして、市民や団体等と連携・協働し、本市文化芸術の活性化に向けた取組を推進していくことが求められています。

項目		平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績
指定等文化財数	件	252	256	257	264
伝統的建造物の修理 件数累計	件	41	46	51	57
文化芸術団体との協 働による文化芸術事 業件数	件	5	6	7	7

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成 26 年度対象）

■地域の役割（上位 5 項目）【複数回答】



資料：アンケート調査結果（小・中学校保護者対象／平成 26 年実施）

※文化財：「文化財保護法」「埼玉県文化財保護条例」「川越市文化財保護条例」における文化財とは、建造物・美術工芸品の有形文化財、演劇・音楽・工芸技術等の無形文化財、風俗慣習・民俗芸能等の無形の民俗文化財とそれに用いられる衣服・器具等の有形の民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物等の記念物、文化的景観、伝統的建造物群等をいう。

方向性Ⅳ「多文化共生と国際交流・協力の推進」について

本市では、異なる文化を理解し、相互に尊重し、相互に助け合うことができるよう、交流や国際理解教育*を通じて共生意識の醸成を図っています。

共生意識の醸成に向けて、英語版広報川越の発行や、外国籍市民会議*の開催などを定期的に行っており、順調に進捗しています。

また、国際交流センターの活用や国際交流・協力に取り組む市民団体との協働・連携など、多様な取組を展開しています。

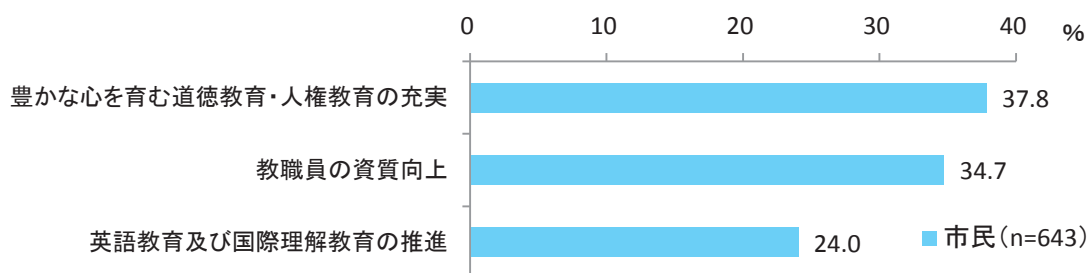
アンケート調査では、さらに充実させた方がよいと思われる教育施策の上位に「英語教育及び国際理解教育」が挙がっています。

今後も、多文化共生と国際交流・協力の推進に向けて、市民や団体等との協働・連携を進めるとともに、継続的な活動支援の充実を図ることが求められます。

項目		平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績
英語版広報川越の発行	回	12	12	12	12
外国籍市民会議の開催	回	6	6	6	6
国際交流センター利用人数(開館日1日あたりの人数)	人	68	64	56	55
市民団体と連携した講座等の延べ参加者数	人	5,461	6,280	5,911	6,460

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成 26 年度対象）

■ さらに充実させた方がよいと思われる教育施策（上位 3 項目）【複数回答】



資料： アンケート調査結果（市民対象／平成 26 年実施）

*国際理解教育：国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。
*外国籍市民会議：外国籍市民が市政に対して意見等を述べる機会を確保するため設けられた会議。

方向性Ⅴ「生涯スポーツの推進」について

本市では、スポーツ活動へのきっかけをつくり、それを継続していけるよう、魅力あるスポーツ教室や大会等の充実を図ってきました。また、誰もがいつでも、どこでもスポーツ活動に取り組めるよう、各地域で自主的に運営する総合型地域スポーツクラブ*の設置・運営を支援しています。

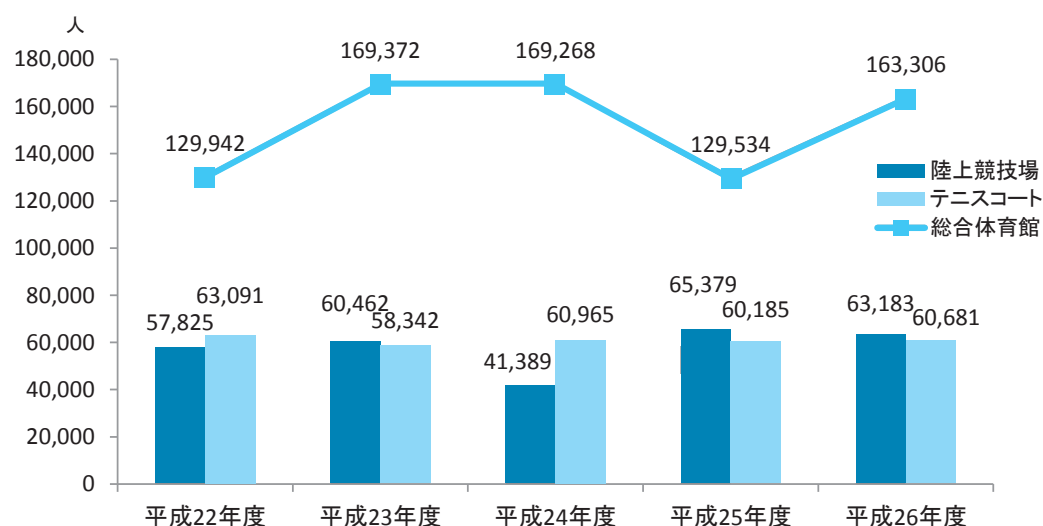
市民のニーズに合わせ、適切な指導を行うことができるよう講習会等を通じて指導者の養成を図り、活用を進めています。また、スポーツ活動の場の確保に向けて、既存施設の計画的な整備・改修等を行っています。

今後も、市民の誰もがいつでも気軽に自分に合ったスポーツ活動を楽しめるよう、スポーツ環境の基盤づくりを推進することが求められます。

項目		平成 23 年度実績	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績
総合型地域スポーツクラブ数	件	2	3	3	3
スポーツ実施率(成人の月1回以上のスポーツ実施率)	%	65.2	47.9	67.8	63.5
指導者養成講習会実施団体数	団体	30	30	30	30
スポーツ少年団スポーツリーダー養成講習会	人	50	54	70	77
主な運動施設の修繕件数	件	71	90	64	85

資料：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成 26 年度対象）

■川越運動公園の利用状況の推移



資料：公益財団法人川越市施設管理公社（経営状況説明書）

※総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、誰でも参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブ。

II 計画の基本方針

1 基本理念

平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度を計画期間とした第一次計画において、「生きる力と学びを育む川越市の教育」を基本理念として定めました。

この間、国において段階的に実施された学習指導要領^{*}の改訂の基本的な考え方は、「生きる力」を一層育むことを目指しており、埼玉県でも、第 1 期埼玉教育プランの基本理念を継承した「第 2 期生きる力と絆の埼玉教育プラン」を策定しております。

また、アンケート調査においても、こうした「生きる力」の育成に関する項目の重要度が高くなっています。

このようなことから、子どもたちの健全な育成にあたっては、中長期的視点に立って、継続性をもって取り組むことが重要であり、第二次川越市教育振興基本計画においても、基本理念や 3 つの目標、5 つの方向性については第一次計画を継承することとします。

生きる力と学びを育む川越市の教育

^{*}学習指導要領：学習指導要領は、文部科学省が告示する教育課程の基準である。小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校が各教科等で教える内容を、学校教育法の規定に従い定めたもの。

2 3つの目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの目標を掲げます。

1 次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成

子どもたちが、変化の激しい社会を意欲的にたくましく生き抜くためには、生涯にわたり自身に必要な知識や能力を認識し、身に付け、他者とのかかわり合いや実生活の中で応用し、実践できる主体的・能動的な力を育むことが重要です。

そこで、本市では「志を高くもち、自ら学び考え、行動する子ども」の育成を目指し、教育委員会と学校がさまざまな取組を計画的・継続的に進めていきます。

そのために、「何を教えるのか」という視点に加え、「どのように学ぶか」という視点も重視し、新たな形態の学習指導の推進を図るとともに、学習環境の整備・充実を進めることで子どもたちの確かな学びを保障していきます。

また、学校内外において、家庭・地域社会と連携し、さまざまな体験が得られる機会を充実させ、自己肯定感や社会性・規範意識を醸成し、子どもたち自身の志や意欲を高める教育を推進します。

2 ふれあいと思いやりのある地域社会の実現

子どもたちが基礎的・基本的な知識や技能を習得し、地域社会を構成していく市民としての資質を身に付けていくためには、地域に暮らす異年齢や異世代の人たちと大いに交流するとともに、自然とのふれあいを通して、自然に対する畏敬の念などを醸成していくことも必要であり、その中で思いやりのある心も育まれます。

また、基本的な人権は憲法に保障された権利であり、市民一人ひとりの人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた教育・啓発を図るとともに、学校や地域における人権教育指導者*の養成を通して、人権教育*を推進します。

3 心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現

市民一人ひとりが、自発的な意思に基づいて行う、生涯学習、文化芸術活動、スポーツ活動、国際協力等に関わる活動は、個人の生きがいを高めるだけでなく、人と人とのふれあいを加速度的に広げていきます。

また、川越は小江戸と呼ばれ、伝統文化の息づくまちであり、この伝統文化を支援活用することにより、地域のコミュニティ意識を高めていくことが期待されています。

さらに、学習や活動の成果を地域社会や学校教育への支援として還元していくことができれば、地域の活性化に結び付いていきます。

※人権教育指導者：人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するための指導者。広い識見を持ち、各人権課題について幅広い知識を持つ。
※人権教育：人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動で学校教育及び社会教育を通じて推進される。

3 5つの方向性

基本理念と3つの目標を踏まえ、次の5つの方向性に沿って施策を推進します。

I 生きる力を育む学校教育の推進

将来を担う児童生徒の「生きる力」を育むため、教育内容と教育方法の工夫改善などにより、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実を目指すとともに、社会の変化に対応した教育環境の整備・充実を図ります。また、家庭、地域と学校の連携を深めます。

II 活力ある地域を創る生涯学習の推進

市民の誰もが生涯を通じて、それぞれの関心と必要に応じた学習を行い、自分自身の生きがいの追求や暮らし方を再発見できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。さらに、その学習成果を地域で生かせるしくみをつくり、市民と行政の協働による活力ある地域を創造していきます。

III 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

先人から受け継いだ豊かな歴史的文化は、本市の誇りであり市民の宝です。これを次世代に継承するとともに、新たな文化芸術を創造するため、市民の文化芸術活動を支援します。また、身近なところで文化芸術に親しめる環境を整えていきます。

IV 多文化共生と国際交流・協力の推進

外国籍市民を含めた全ての市民が共生する多様性に富んだ地域社会を築くために、お互いの文化や価値観を正しく理解できるよう支援するとともに、市民の国際理解を促進し、国際感覚に優れた市民の育成に努め、国際交流から国際協力への進展を目指します。

V 生涯スポーツの推進

市民が身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、これらを通して心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

基本理念

生きる力と学びを育む川越市の教育

1

次代を担い
たくましく生きる
児童生徒の育成

2

3つの目標

ふれあいと
思いやりのある
地域社会の実現

3

心豊かで
生きがいを持てる
市民社会の実現

5つの
方向性

- Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進
- Ⅱ 活力ある地域を創る生涯学習の推進
- Ⅲ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造
- Ⅳ 多文化共生と国際交流・協力の推進
- Ⅴ 生涯スポーツの推進

5 施策の体系

方向性Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進

施策	施策の柱	細施策
施策1 確かな学力と自立する力の育成	(1) 確かな学力の育成	①学力向上対策の推進 ②各学校の課題に応じた学校支援事業の推進 ③科学わくわくラーニングプログラム事業の推進
	(2) 校種間連携の推進	①小学校・中学校連携の推進 ②中学校・市立川越高等学校連携の推進 ③幼稚園・保育園・小学校連携の推進
	(3) グローバル化に対応する教育の推進	①英語指導助手(AET)の配置事業の充実 ②小学校外国語活動の推進 ③小学校・中学校英語教育の充実 ④国際理解教育の推進
	(4) 進路指導・キャリア教育の充実	①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実
	(5) 情報教育の推進	①ICT教育の推進 ②情報モラル教育の推進 ③コンピュータ施設・設備の充実と活用
	(6) 特別支援教育の充実	①就学支援委員会の充実 ②一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実 ③特別支援教育の理解・啓発の推進 ④市立特別支援学校のセンター的機能の充実
施策2 豊かな心と健やかな体の育成	(1) 豊かな心を育む教育の推進	①道徳教育の充実 ②規律ある態度の育成の推進 ③読書活動の充実 ④市立図書館司書等による読み聞かせの推進 ⑤市立図書館から学校への図書貸出の推進
	(2) 生徒指導の充実	①いじめ防止対策の推進 ②不登校対策の推進 ③教育相談の充実 ④いきいき登校サポートプランの推進
	(3) 健康の保持増進と安全・体力向上の推進	①学校保健活動の推進 ②食育の推進 ③体力向上の推進 ④安全・防災教育の推進
施策3 質の高い教育を支える教育環境の充実	(1) 教職員の資質向上	①経験・職能別研修の充実 ②管理職等研修の充実 ③奨励研修の充実 ④若手・中堅教員の育成 ⑤大学等進学指導力向上研修の推進
	(2) 学習環境の整備・充実	①大規模改造工事等学校施設の整備の推進 ②普通教室への空調設備の設置 ③学校図書館の充実 ④教育機会均等化のための支援
	(3) 学校給食の充実	①給食内容の充実 ②学校給食施設の整備
	(4) 市立川越高等学校の改革・充実	①市立川越高等学校将来構想の検討と推進 ②市立川越高等学校教育環境の整備・充実
	(5) 教育センターの充実	①教育センターの整備・開放の充実 ②保護者・地域との連携研修の充実
	(6) 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進	①学校評議員制度の充実 ②地域人材活用事業の充実 ③日本語指導ボランティアの充実 ④学校評価の活用
	(7) 小・中学校の適正規模・適正配置	①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討

方向性Ⅱ 活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策	施策の柱	細施策
施策1 家庭・地域の教育力の向上	(1) 家庭への支援	①家庭教育の支援 ②学童保育の充実
	(2) 地域の教育力の向上	①学校・家庭・地域の連携推進 ②社会教育関係団体への支援 ③地域の教育活動への支援
施策2 生涯学習活動の推進	(1) 生涯学習を推進する基礎づくり	①生涯学習を推進するための体制の充実 ②市民参加の体制の充実
	(2) 市民の学習ニーズの把握及び生涯学習情報の充実	①学習ニーズの把握 ②市民が利用しやすい生涯学習情報の提供

施策	施策の柱	細施策
施策2 生涯学習 活動の推 進	(3) 社会の変化に 応じた学習機 会の提供	① ライフステージにおける課題の学習 ② 現代的課題の学習
	(4) 人権施策の 推進	① 人権教育の充実 ② 人権啓発資料の活用 ③ 人権教育指導者の養成 ④ 関係機関・団体等との連携
	(5) 身近な学習 施設の整備・運営	① 公民館の設置 ② 既存公民館の整備・運営
	(6) 市立図書館の 充実	① 図書館サービスの充実 ② 図書館資料・情報提供サービス機能の充実 ③ 図書館を活用した学習活動の推進
	(7) 博物館の整 備・充実	① 展示機能の充実 ② 郷土資料の収集・保存 ③ 教育普及事業の充実と学 校教育との連携強化 ④ 博物館・蔵造り資料館の整備
	(8) 高等教育機 関との連携の推 進	① 高等教育機関との連携体制の充実 ② 共催による講座等の充実

方向性Ⅲ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策	施策の柱	細施策
施策1 文化財の 保護と文 化芸術活 動の充実	(1) 文化財の保 護	① 文化財指定等による保護 ② 文化財保護意識の啓発 ③ 無形民俗文化 財の保存と後継者の育成 ④ 有形文化財の保存と活用 ⑤ 重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実 ⑥ 河越館跡の整 備・活用 ⑦ 山王塚古墳の整備
	(2) 文化芸術の 振興	① 連携・協働による新たな文化芸術の創造 ② 若い世代が文化芸術事業 に参加しやすいしくみづくり
	(3) 文化芸術に 触れる機会づく り	① 文化芸術が身近にある環境づくり ② 子どもたちが文化芸術に親し む機会づくり
	(4) 文化芸術活 動への支援と文 化交流の促進	① 文化芸術活動への支援 ② 文化芸術活動の場の整備 ③ 文化交流の促 進
	(5) 美術館の充 実	① 展覧会等の充実 ② 創作活動・発表の場の提供 ③ 教育普及事業の充実 と学校教育との連携強化

方向性Ⅳ 多文化共生と国際交流・協力の推進

施策	施策の柱	細施策
施策1 多文化共 生と国際 交流・協力 の推進	(1) 誰もが暮ら しやすい多文化 共生のまちづく りの推進	① 共生意識を醸成するための相互理解の推進 ② 外国籍市民への支援
	(2) 国際感覚に 優れた市民の育 成	① 人材の発掘と育成 ② 国際交流に関係する市民団体等との協力と連 携
	(3) 姉妹・友好 都市交流の充実	① 姉妹・友好都市との交流事業の充実 ② さまざまな地域との新たな交 流の創出

方向性Ⅴ 生涯スポーツの推進

施策	施策の柱	細施策
施策1 生涯スポ ーツの推 進	(1) スポーツ活 動の推進	① 総合型地域スポーツクラブの設置・育成 ② スポーツ教室・大会等の 充実
	(2) スポーツ環 境基盤整備	① スポーツ指導者等の養成・活用 ② スポーツ施設の整備・充実 ③ 学 校体育施設の活用

